

公文書管理法改正案

<立法の背景・趣旨>

現状では、行政文書の管理におけるペーパーレス化や改ざん等の防止対策が不十分であること、将来重要となるかもしれない行政文書が保存期間満了後に国立公文書館等に移管されず廃棄されてしまう可能性があること、専門的知識に基づいた適正な行政文書の管理が十分に行われていないことなど、行政文書の作成、保存等の管理が適正に行われているとはいえない。

→ 公文書等の管理の適正化を図るため、その管理の在り方を大幅に見直す必要がある。

- ① 公文書等の管理において、ペーパーレスを原則とし、改ざん等を防止するため高度な情報処理技術の適切な活用を図る。
- ② 行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念を廃止する。
→ 国立公文書館等又は行政機関において永久保存。
- ③ 国会議員等からの個別的・具体的要求についての文書の作成を義務付ける。

※①～③は、独立行政法人等についても同様とする。
- ④ 行政文書の管理が専門的知識に基づいて適正に行われるようにするために必要な体制の整備を各行政機関の長に義務付ける。

現 行

改 正 法

①公文書等の管理において、ペーパーレス化や改ざん等の防止対策が十分でない。



①公文書等の管理において、ペーパーレスを原則とし、改ざん等を防止するため高度な情報処理技術の適切な活用を図る。

②将来歴史資料として重要となるかもしれない行政文書ファイル等が、保存期間の満了後に廃棄され、事後にその重要性が認識されても取り返しがつかなくなる可能性がある。



②行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念を廃止する。
※歴史公文書等は国立公文書館等に移管し、それ以外は行政機関において永久保存する。
※国立公文書館等への移管の際組織的に共用されている写しは、政令で定めるところにより管理する。

③国会議員等からの個別の事案に係る要求についての記録が作成されないことがある。



③国会議員等からの個別的・具体的要求についての文書の作成を義務付ける。

④各行政機関において、専門的知識に基づいた適正な行政文書の管理が十分に行われていない。



④専門家の配置など行政文書の管理が専門的知識に基づいて適正に行われるようにするために必要な体制の整備を各行政機関の長に義務付ける。